

令和3年度（2021年度）

熊本市創業ステップアップ支援助成金【募集要項】

【募集期間】

令和3年（2021年）4月12日（月）～ 同年11月30日（火）[17時必着]

※募集期間を過ぎた申込は一切認められませんので、ご注意ください。

※先着順に受付を行い、予算を超える申込があった場合は、上記募集期間内であっても募集を締め切りますのでご了承ください。

【申込書類一式の提出先・問い合わせ先】

熊本市産業振興課 起業・新産業支援室

住 所：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 8階

電 話：096-328-2392

F A X：096-324-7004

受付時間：8：30～12：00、13：00～17：00／月～金曜日（祝日を除く。）

※申請書類一式は、郵送または持参によりご提出ください。

※**コロナウイルスの感染拡大予防の為可能な限り郵送にてご提出ください。**

【ご注意】

○本助成金の申請に際しては、以下の要件を満たす必要があります。

①令和2年（2020年）4月1日から令和4年（2022年）2月末日までの期間内に本市で創業を行う者

②株式会社日本政策金融公庫が実施する融資制度、熊本県の創業者支援資金又は熊本市の創業サポート資金を利用し、熊本県信用保証協会、熊本商工会議所、熊本県商工会連合会又は熊本市ビジネス支援センターによる専門家派遣を利用すること

③産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定された認定創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けること

※本市の特定創業支援等事業は、5月～9月に開催されることが多いためご注意ください。

④当該年度から3年度継続して専門家派遣を受けること

※その他の要件については、「2. 助成対象者」（1ページ）をご確認ください。

○募集締切りの直前になると、申込みに必要な各種書類の準備が間に合わない場合がありますので、余裕をもって準備をしてください。

○本助成金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、熊本市創業ステップアップ支援助成金交付決定通知書受領後から可能となります。交付決定通知書受領前の経費の発注・契約・支出行為は助成対象外となりますのでご注意ください。

令和3年（2021年）4月

熊本市 産業振興課 起業・新産業支援室

【目次】

1. 事業の目的	1
2. 助成対象者	1
3. 助成対象経費	2
4. 助成率等	5
5. 助成事業期間	5
6. 助成金受領までの事業スキーム	6
7. 申込手続きの概要	7
8. 交付の条件	8
9. 実績報告書の提出	8
10. 交付請求	9
11. 交付決定取消及び助成金の返還	9
12. 実施事業の状況報告	9
13. 2年目、3年目における助成金について	10
14. その他	10

1. 事業の目的

「熊本市創業ステップアップ支援助成金」は、本市の産業の振興及び活性化を図ることを目的として、市内で創業する者に対し、予算の範囲内において、創業に要する経費の一部を助成するとともに、専門家派遣等による経営支援を一体的に行う事業です。 **※創業から3年間の継続支援**

2. 助成対象者

本助成金の募集対象者は、以下の(1)から(7)の要件をすべて満たす者であることが必要です。

- (1) 令和2年(2020年)4月1日から令和4年(2022年)2月末日までの期間内に本市で創業を行う者

※「創業」…所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届け出を行い、新たに事業を開始する場合又は新たに法人の設立登記を行い、事業を開始する場合をいう。

※「創業の日」…個人事業主にあつては開業の日、法人にあつては法人設立の日をいう。

※個人事業主にあつては、事務所・事業所の所在を市内に、法人にあつては本店所在地を市内におくこと。

※既に創業している個人事業主が新たに法人を設立する(いわゆる法人成り)する場合は助成対象外となります。

- (2) 株式会社日本政策金融公庫が実施する融資制度、熊本県の創業者支援資金又は熊本市の創業サポート資金を利用し、熊本県信用保証協会、熊本商工会議所、熊本県商工会連合会又は熊本市ビジネス支援センターによる専門家派遣を利用する者。

- (3) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に規定された認定創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書を有する者または特定創業支援等事業を受ける予定の者

※特定創業支援等事業とは、市区町村または認定連携創業支援等事業者が創業希望者等に行う継続的な支援で、経営・財務・人材育成・販路開拓の知識が全て身に付く事業のこと。

詳細及び対象となる支援事業については、「14. その他 (3)本市における特定創業支援等事業一覧」(11ページ)又は以下をご参照ください。

(URL)

https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=8037&sub_id=9&flid=230776

- (4) 当該年度から3年度継続して熊本県信用保証協会、熊本商工会議所、熊本県商工会連合会又は熊本市ビジネス支援センターによる専門家派遣を受ける者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 許認可等が必要な業種の場合は、当該許認可等を受けていること。
- (7) 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

なお、次のいずれかに該当する者は、上記条件に関わらず対象外とします。

○ 以下に該当する事業を行う者

- ① 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。）
- ② 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
- ③ 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療（小分類832）、歯科診療所（小分類833）助産・看護業（小分類834）
- ④ 以下のサービス業
 - ア 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年、法律第122号）により規制の対象となるもの
 - イ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの）
 - ウ 芸ぎ業、芸ぎ幹旋業（細分類8094に含まれるもの）
 - エ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの）
 - オ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの）
 - カ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）（細分類9299に含まれるもの）
 - キ 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの）
 - ク 宗教（中分類94に含まれるもの）
 - ケ 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）
- ⑤ 公序良俗に問題のある事業
- ⑥ その他市長が適当でないと認める事業

○ 当該助成金の申込みに係る同一の計画に対し、ほかの機関又は制度における同趣旨の補助金等の交付を受けた者又は交付が確定している者

○ 法人にあつては、大企業又はみなし大企業である場合

○ 既に創業している個人事業者が新たに法人を設立する（いわゆる法人成り）する場合

○ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を行う場合

○ その他市長が適当でないと認める場合

3. 助成対象経費

助成の対象となる経費は、以下の(1)～(4)の条件をすべて満たすものを対象とします。

(1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

(2) 交付決定日以降、助成事業期間内の契約・発注により発生した経費

※店舗等借入費・設備リース費については、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降に支払った助成事業期間分の費用は、対象となります。

(3) 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

(4) 法令や内部規程等に照らして適正と認められる経費

※消費税等の租税公課は助成対象となりませんので、申込書等には**税抜き**での記載をお願いします。

助成対象となる経費、対象とならない経費の一部は以下のとおりです。なお、下記に例示された対象とならない経費及び記載されていない経費は原則助成対象外となります。

【補助対象となる経費、補助対象とならない経費の主なもの（例示）】	
経費区分	内容
創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内での開業、法人設立、既存事業部門の廃止に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費 <p>※作成経費内に下記のものが含まれている場合は、除外すること</p> <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商号の登記・会社設立登記・廃業登記・登記事項変更等に係る登録免許税 ・定款認証手数料、収入印紙代 ・その他官公署へ対する各種証明類取得費用（印鑑証明等）
店舗等借入費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費 ・市内の店舗・事務所・駐車場の借入に伴う仲介手数料 ・住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専有部分に係る賃借料のみ <p>※間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。</p> <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗・事務所の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証料等 ・事業に直接関係のない店舗・事務所・駐車場（例：従業員専用の駐車場等） ・火災保険料、地震保険料 ・本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等に係る店舗等借入費 ・既に借用している場合は、創業の日より前に支払った賃借料 ・第三者に貸す部屋の賃借料
設備費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用（住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専有部分に係るもののみ。間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限ります。） <p>※間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達・設置費用（中古品の購入費を対象に含む） <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品 ・不動産の購入費 ・車両の購入費（リース・レンタルは対象となります。） ・汎用性が高く、使用目的が本助成事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用 （例：パソコン、カメラ、携帯電話等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの） ・建物本体に影響を与える増築工事、外構工事等

	<ul style="list-style-type: none"> ・既存事業の廃止に伴う機械装置・工具・器具・備品の処分費 ・既に借用している物等の交付決定日より前に支払った賃借料 ・家庭用及び一般事務用ソフトウェアの購入費、ライセンス費用
広報費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓に係る広告宣伝費、チラシデザイン費、チラシ印刷費、ホームページ制作費、展示会出展費用（出展料・配送料） ・ダイレクトメールの郵送料・メール便等の実費 ・販路開拓に係る無料事業説明会開催等の費用 ・広報や宣伝の為に購入した見本品や展示品（商品・製品版と表示や形状が明確に異なるもののみ） <p>（例：家電量販店等においてある製品のモックアップ、飲食店店頭に展示されている食品見本等）</p> <p>※商品の概要、ニュアンス等を伝えることを目的とし、実際の製品同等の使用が出来ないことが原則。</p> <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切手の購入費用 ・本助成事業と関係の無い活動に係る広報費（本助成事業にのみ係った広報費と限定できないもの） ・ホームページサーバー代、ホームページのドメイン代
その他	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人及び従業員のスキルアップや能力開発のための研修参加に係る費用（助成事業に係るもののみ） ・本人の資格取得に係る経費（助成事業に係るもののみ） <p>【その他対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税公課 ・求人広告 ・通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料金等）、光熱水費 ・プリペイドカード、商品券等の金券 ・事務用品、衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代 ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料・一括広告費等 ・飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用 ・自動車等車両の修理費・車検費用 ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用 ・振込手数料、代引き手数料 ・借入金などの支払利息及び遅延損害金 ・他の事業との明確な区分が困難である経費 ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切な経費 ・その他、当助成金交付要綱における「対象となる経費」として認められないもの

4. 助成率等

助成対象経費と認められる経費（助成対象経費：3～5ページ）の2分の1以内であって、以下のとおりとなります。

創業形態	助成率	助成金額の範囲
個人事業主	助成対象経費の2分の1以内	20万円以内
法人	助成対象経費の2分の1以内	30万円以内

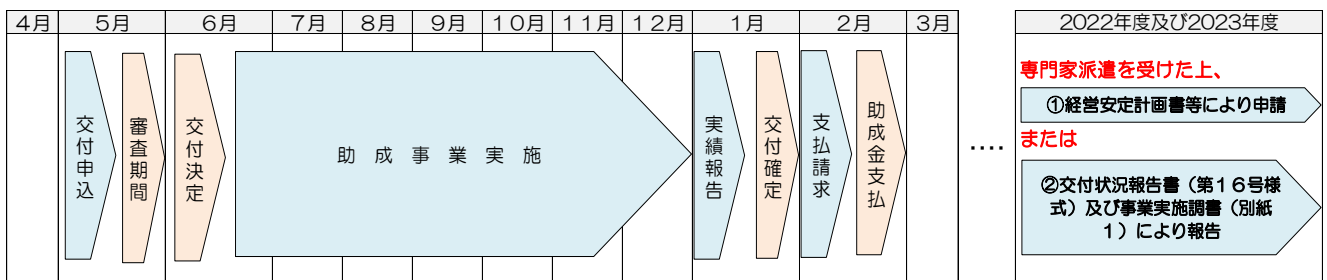
※助成金額の算出において、千円未満の端数は切り捨てとします。

5. 助成事業期間

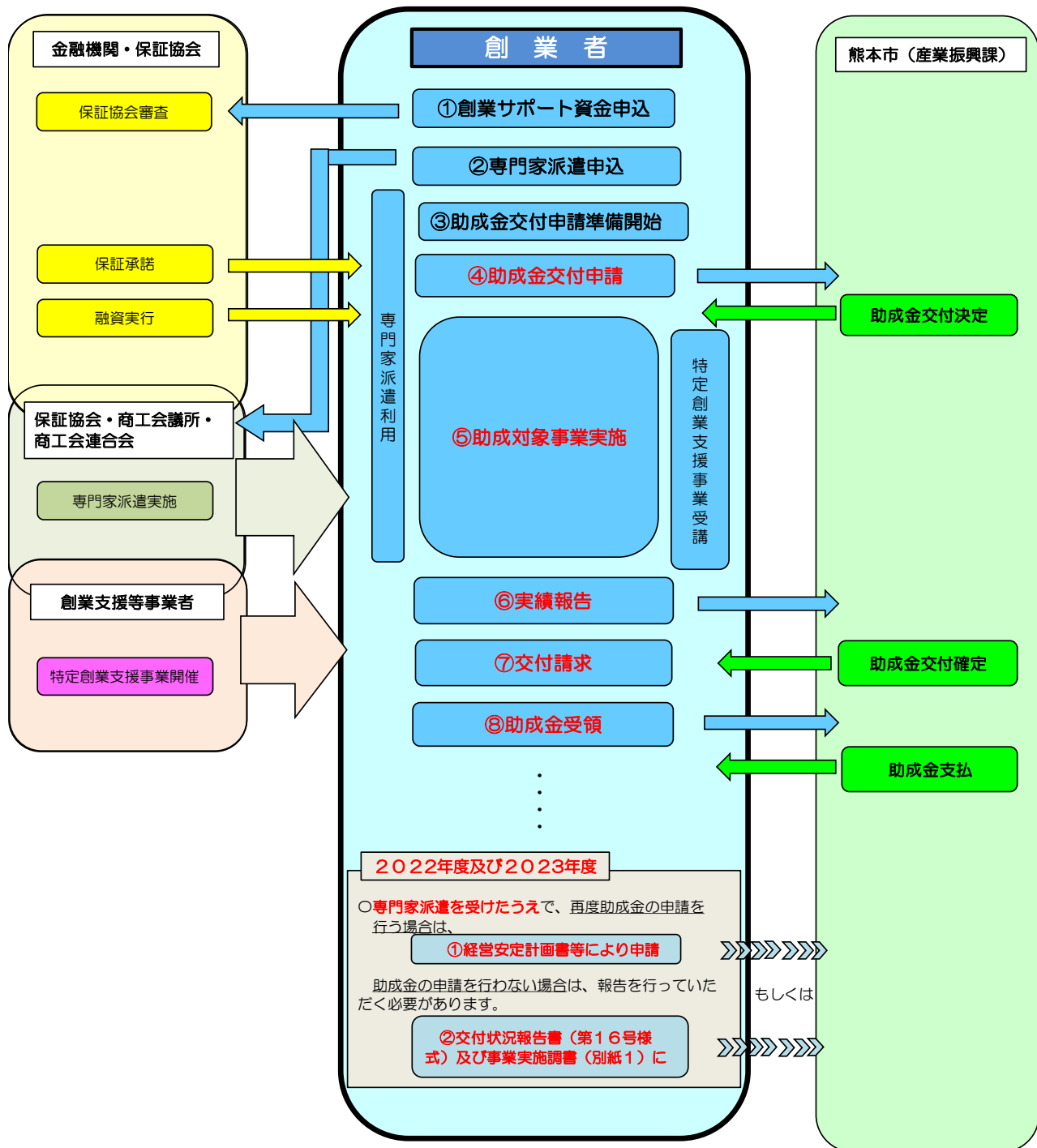
本助成事業期間は、交付決定日から最長で令和4年（2022年）2月28日までとなります。

上記助成事業期間内に事業終了（助成対象経費の支払いまで含みます）後、当該日から30日を経過する日、又は3月10日のいずれか早い日までに、必要な書類を添えて実績報告を行う必要があります。

【モデルケース】※5月に交付申込を行い、12月末に助成事業が完了する場合



6. 助成金受領までの事業スキーム



7. 申込手続きの概要

(1) 募集期間

令和3年（2021年）4月12日（月）～ 同年11月30日（火）[17時必着]

※募集期間を過ぎた申込は一切認められませんので、ご注意ください。

※先着順に受付を行い、予算を超える申込があった場合は、上記募集期間内であっても募集を締め切りますのでご了承ください。

(2) 提出先（問合せ先）

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市経済観光局 産業部 産業振興課 起業・新産業支援室 宛

TEL：096-328-2392 FAX：096-324-7004

(3) 提出書類

書類内容	必要部数
①熊本市創業ステップアップ支援助成金交付申込書（第1号様式）	原本1部
②事業計画書（第2号様式）	原本1部
③株式会社日本政策金融公庫が実施する融資、熊本県の創業者支援資金又は熊本市の創業サポート資金の利用が分かる書類の写し	コピー1部
④熊本県信用保証協会、熊本商工会議所、熊本県商工会連合会又は熊本市ビジネス支援センターによる専門家派遣を利用することが分かる書類	コピー1部
⑤助成対象経費の算出基礎となる見積書等経費の内容が分かる書類	コピー1部
⑥以下のいずれかの書類 【すでに支援を受けた方】 ○認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書 【これから支援を受ける予定の方】 ○熊本市創業ステップアップ支援助成金に係る特定創業支援等事業に係る申出書（第3号様式）	原本1部
⑦市税滞納有無調査承諾書	原本1部

※また、個人事業の開業・廃業等届出書又は法人の登記事項証明書については、創業後、実績報告までにご提出ください。

※提出書類の書式は、令和3年度（2021年度）創業ステップアップ支援助成金募集HPをご確認ください。

※第3号様式を提出された方で本助成金の採択を受けた方は、助成対象期間内に特定創業支援等事業を受けていただき、実績報告の際に、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書を提出いただく必要があります。

(4) 提出方法

申込書類の提出は、郵便や宅配便等、もしくは窓口への持参にて行ってください。

郵送等による申込について

郵送等による提出の際は、封筒等の表面に「令和3年度 創業ステップアップ支援助成金 申込書類在中」と朱書きしてください。

※申込書類及び添付書類等については、「14. その他 (1) 個人情報の管理」(10ページ)に基づき、厳正な管理を行います。

なお、特別なノウハウや営業上の機密事項については、法的保護(特許・実用新案等の手続き)を行うなど申込者ご自身の責任で対応してください。

※審査は受付期間内に提出された書類により行いますので、書類の差し替え、追加提出、訂正等には応じられません。特に公的書類は、入手が遅れ、発送時に間に合わなくなる場合がありますのでご注意ください。

※不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。

※提出された申込書類及び添付書類等は返却いたしません。

※すべての書類をクリアファイルに入れて提出してください(ホチキス止めはしない)。

8. 交付の条件

本助成金の交付決定を受けた方は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 助成事業の内容又は経費の配分を変更しようとするとき(ただし、助成金申込額に変更を及ぼさない変更で、助成対象経費の20パーセント以内の軽微な変更については不要)、又は名称・所在地・代表者の変更があった場合は、速やかに「熊本市創業ステップアップ支援助成金変更申請書(第8号様式)」を本市に提出すること。
- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに本市に報告し、その指示を受けること。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (4) 助成事業が完了したときは、当該日から30日を経過する日、又は3月10日のいずれか早い日までに、必要な書類を添えて実績報告を行うこと。
- (5) 助成金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (6) 助成金の支払の請求は、「熊本市創業ステップアップ支援助成金交付額確定通知書(第13号様式)」による通知を受けた日から10日以内に、「熊本市創業ステップアップ支援助成金交付請求書(第14号様式)」を提出すること。
- (7) 助成事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (8) 助成金を他の用途に使用しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認める事項を遵守すること。

9. 実績報告書の提出

交付対象者は、助成事業が完了したときは、当該日から30日を経過する日、又は3月10日

のいずれか早い日までに、必要な書類を添えて実績報告を行う必要があります。

書類内容	必要部数
①実績報告書（第11号様式）	原本1部
②助成対象経費明細（第12号様式）	原本1部
③認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書 ※交付申込時に「熊本市創業ステップアップ支援助成金に係る認定特定創業支援等事業に係る申出書（第3号様式）を提出した者のみが対象	原本1部
④個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は法人の登記事項証明書 ※実績報告までに提出していない者のみが対象	コピー1部
⑤助成対象経費にかかる契約書（発注書）、請求書、領収書、支払い済みを確認できる書類（通帳等）の写し	コピー1部
⑥事業実施又は成果物等	一式

10. 交付請求

交付対象者は、交付確定通知を受けた日から10日以内に、「熊本市創業ステップアップ支援助成金交付請求書（第14号様式）」を本市に提出する必要があります。

11. 交付決定取消及び助成金の返還

交付対象者が以下のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。また既に交付した助成金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。

- (1) 助成金の交付前に市外に移転したとき。
- (2) 助成金の交付前に倒産したとき。
- (3) 実績報告に必要な書類を期限内に提出しなかったとき。
- (4) 「2. 助成対象者」（1ページ）における対象外の者であることが判明したとき。
- (5) 株式会社日本政策金融公庫が実施する融資制度、熊本県の創業者支援資金又は熊本市の創業サポート資金による融資の決定が取り消されたとき。
- (6) 初めて交付決定を受けた年度から3年度継続して、熊本県信用保証協会、熊本商工会議所、熊本県商工会連合会又は熊本市ビジネス支援センターによる専門家派遣を受けなかったとき。
- (7) 市税の滞納があったとき。
- (8) 「8. 交付の条件」（8ページ）に違反したとき。
- (9) 偽りその他不正な手段によって助成金の交付決定を受けたとき。
- (10) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (11) その他法令、条例又は市長が行った指示に違反したとき、若しくは助成金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。

※上記規定は、交付確定後においても適用します。

12. 実施事業の状況報告

助成対象期間終了後においても継続して助成事業の目的を実現するよう努めなければなりません。

また、助成対象事業については、令和4年度（2022年度）及び令和5年度（2023年度）の事業の実施状況を、熊本県信用保証協会、熊本商工会議所、熊本県商工会联合会又は熊本市ビジネス支援センターによる専門家派遣を受けたうえで、「熊本市創業ステップアップ支援助成金交付状況報告書（第16号様式）」及び「事業実施調書（別紙1）」により速やかに市長に報告する必要があります。

ただし、熊本県信用保証協会、熊本商工会議所、熊本県商工会联合会又は熊本市ビジネス支援センターによる専門家派遣を受けたうえで、「経営安定化計画書（第4号様式）」により報告及び助成金の申込を行う者については提出の必要がありません。

※上記書類を提出しない場合は、すでに支払った助成金の返還を命ずることがありますので、必ず提出してください。

13. 2年目、3年目における助成金について

令和3年度に本助成金の交付を受けた者を対象に、2年目（2022年度）、3年目（2023年度）においても助成金の交付を行います（予定）。助成金の概要は以下のとおりです。

【2年目、3年目における助成金の概要】

- (1) 助成対象者
 - ・1年目に本助成金の支給を受けた者
 - ・2年目、3年目に専門家派遣を受けた者 等
- (2) 助成対象経費
 - ・「3. 助成対象経費」（2ページ）参照
- (3) 助成率等

創業形態	助成率	助成金額の範囲
個人事業主	助成対象経費の2分の1以内	20万円以内
法人	助成対象経費の2分の1以内	30万円以内

14. その他

(1) 個人情報の管理

本助成事業への申込に係る提出書類により本市が取得した個人情報については、以下の目的以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ・本助成事業における助成事業者の審査・事業管理のため。
- ・交付決定後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。

・申込情報を統計的に集計・分析し、申込者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

(2) アンケート調査や成功事例掲載の依頼

本助成金の交付対象者に対し、助成金を活用して取り組む事業やその効果等を把握・検証するためのアンケート調査や成功事例のHP掲載等を行うことがありますので、その際にはご協力をお願いします。

(3) 本市における特定創業支援等事業一覧（令和2年度3月末時点）

事業名	支援機関名	住所・連絡先
創業支援室での支援	くまもと森都心プラザビジネス支援センター	住所：熊本市西区春日 1-14-1 TEL：096-355-7402
孔明塾	熊本商工会議所	住所：熊本市中央区横紺屋町 10 TEL：096-354-6688
女性起業塾		
くまもと大学連携インキュベータでの支援	中小機構九州 くまもと大学連携インキュベータ	住所：熊本市中央区南熊本 3-14-3 TEL：096-364-5115
夢挑戦プラザ	くまもと産業支援財団	住所：熊本県上益城郡益城町田原 2081-10 TEL：096-289-2438
創業スクール	熊本県商工会連合会	住所：熊本市中央区南熊本 5-1-1 テルウェル熊本ビル 3階 TEL：096-372-2500
まちなか創業塾	(株)フィールドワークス	住所：熊本市中央区上通町 5-1-4F TEL：096-277-1569
女性起業家スクール	(株)はぐくみ	住所：熊本市中央区帯山 3-20-14 TEL：096-384-8181
創業塾	NPO 法人地域診断士研究会	住所：熊本市中央区帯山 6-5-30 TEL：096-382-4385
ステップアップ経営塾	(一社)九州地域中小企業等支援専門家連絡協議会	住所：福岡市博多区博多駅東 1丁目 12-5 博多大島ビル 903（本社所在地） TEL：096-327-9231
くまもとチャレンジャーAWARD	(有)ミューズプランニング	住所：熊本市中央区水前寺公園 5-23 TEL：096-285-7764

※事業の詳細・実施時期については、各支援機関へお尋ねください。